



15年度

## 保育所への入所受付

12月17日(火)・18日(水)

### 入所基準

児童の保護者や同居している家族が、次のいずれかの事情で児童の保育が出来ない場合です。

①日中、家庭の外で仕事をしなければならない。

②日中、家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしなければならない。

③妊娠中や出産後間がない場合。

④病気・けが・心身の障害などにより、児童の保育ができない場合。

⑤長期にわたり、病気や障害をもつ方の介護で児童を保育できない場合。

⑥災害に遭って、その復旧のため児童を保育できない場合。

その他、必要な書類については受付時に説明します。  
※問い合わせ先 保健福祉課☎ 82-18816

来年4月から、保育所へ入所希望の方は入所基準をよく読んだ上、手続きをして下さい。また、現在入所中で4月以降続けて入所希望の方も各保育所で手続きをして下さい。(受付日以降、随時保健福祉課で受付します。)

### 入所受付

#### ★受付場所

・入所を希望する各保育所  
(但し、第2保育所への入所はフタバ保育園で受付します。)

★受付日  
12月17日(火)  
12月18日(水)

大総保育所  
上堺保育所  
第1保育所  
第2保育所  
(フタバ保育園へ委託)  
フタバ保育園

働く女性の大きな悩みのひとつが育児との両立。町内の保育所のうち、上堺保育所とフタバ保育園(第2保育所含む)では、延長保育を行っていますので入所申込のときに申し出てください。『延長保育』は、入所基準のほかに保護者の就労形態・残業などやむを得ない事情がある場合に限られます。

### 『延長保育』を実施しています。

上堺保育所・  
フタバ保育園(第2保育所を含む)では、

保育所名	定員(名)	保育時間	
		月～金	土
大総保育所	60	8:30～17:15	8:30～12:30
第1保育所	120	8:30～17:15	8:30～12:30
上堺保育所	90	7:30～18:30	7:30～16:00
第2保育所 (フタバ保育園へ 委託予定)	30	7:15～19:00	7:15～16:00
フタバ保育園	120	7:15～19:00	7:15～16:00

平成15年4月から第2保育所の運営がフタバ保育園に変わります。

自園給食を始め、保育内容もより充実したものに変わります。

乳児も大歓迎!